

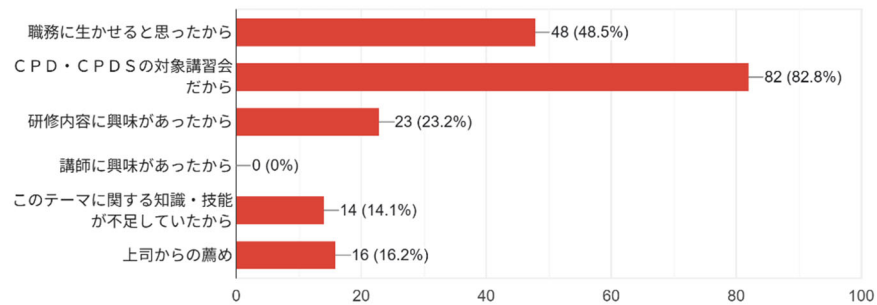
第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

1. 参加状況

区分	当初申込み	受講可人数	参加者	出席率
県	2	2	2	100.0%
市町村	1	1	1	100.0%
建設業	65	65	64	98.5%
コンサルタント	43	43	41	95.3%
その他	1	1	1	100.0%
計	112	112	109	97.3%

今回の講習会に参加した動機は何ですか（複数選択可）

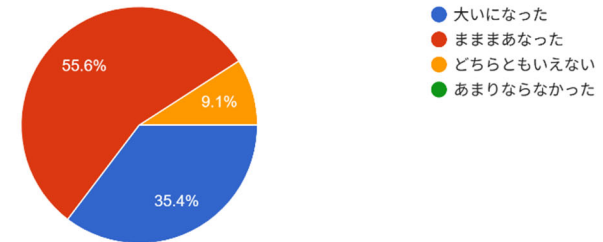
99 件の回答



2. 今後の自己啓発の動機付けになりましたか

この講習会は今後の自己啓発の動機付けになりましたか

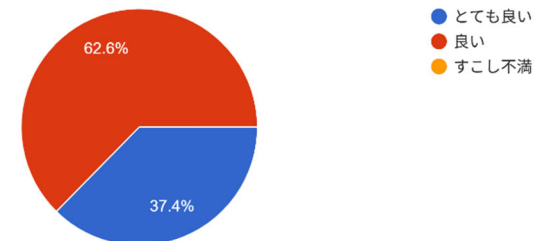
99 件の回答



3. 講師について意見がありますか

講師について意見がありますか

99 件の回答

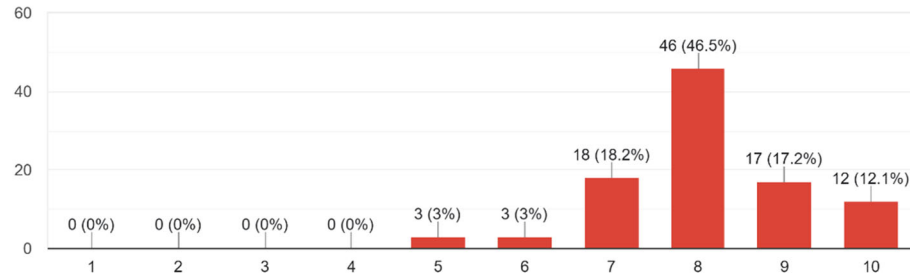


第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

4. この講習会を評価すると 10 点満点で何点ですか

AVE: 8. 1

この研修会を評価すると、10点満点で何点ですか
99 件の回答



評価した内容について理由があればを記入下さい

- 各講師共の説明が十分理解できたから
- 事故防止として有意義な講習でした。ありがとうございます。
- 足場について勉強になった。
- 足場展示説明では、実際に近くで見ることができ良かったです。
- 非常に聞き取りやすかった
- 現場管理者として知っていなければならないことがとても多く、本講習会は大変勉強になりました。またテキストを見返して自分自身で勉強したり、他の社員への教育をしていきたいと思いました。
- 実物も見れてとても参考になりました。
- わかりやすかった。
- 資料もわかりやすく、講師の方も実際の事例等を交えての話がとてもわかりやすくて良かったです。
- 内容を十分理解できました
- 業務に直結する具体的な話が聞けて良かった。
- 格子のお二人の話し方が良かった。
- 足場関係の勉強になった。

- 時間配分に工夫がほしい。

5. この講習会全体を通じて感じたこと、要望、提案等率直な意見を記入してください

- 足場設置を最初から実演して欲しい
- 実際に足場を見ることができたのがよかった。単管とクランプで組んだものしか使っていなかったので、興味深かった。
- 講習会資料を pdf データで開示して欲しい。
- 熱中症対策について詳しく聞きたかった。
- 足場の製品の紹介はよいが、追加で悪い足場の組み方の実施例を示してもらおうと、
- 素人的には参考になると思う。プロの人には釈迦に説教でしょうが。
- 工事現場の災害防止及び安全対策は範囲が広いので、もう少し時間を確保（1 日等）の講習の方がよいのではないのでしょうか。

9. 今後の講習会に取り入れてほしいテーマ・内容等があれば記入ください

- 上下水道関連に特化した講習会をお願いしたい。
- 上下水道のインフラ劣化
- 地方創生
- 道路関係、特殊工法など
- 安全対策についてももう少し掘り下げて聞きたいと思った。
- 熱中症対策の詳しい解説を希望します。

第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

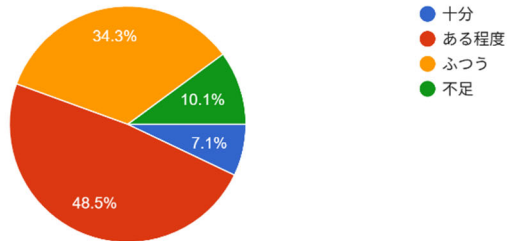
10. 今回の講習会に限らず、今後「島根県建設技術センター」に取り組んで欲しい内容や開催して欲しいイベントがあれば記入ください

- 現場工事見学の回数を増やして欲しい。
- 座学の合間に今日みたいな外での実施講習もおりませてもらえると良いかと…。
- 現地見学、現地実習
- 改正のあったものがあれば講習して欲しい
- 同業他社の経験談に基づく講義
- 現場見学など、現地に出向く機会がもっとあればいいなと思います。
- 島根の建設・土木技術の発展の歴史を紹介する講演会、イベント、
- 島根にある歴史に残る近現代建築物を紹介するイベント等はいかがでしょうか。

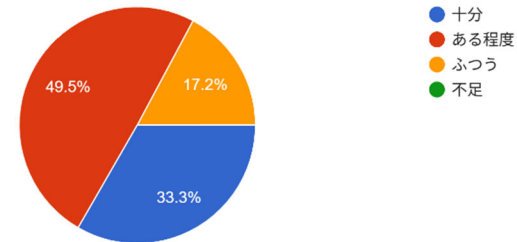
第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

11. 講習会科目「これからの建設現場の労働災害防止をどのように進めればよいか？」について

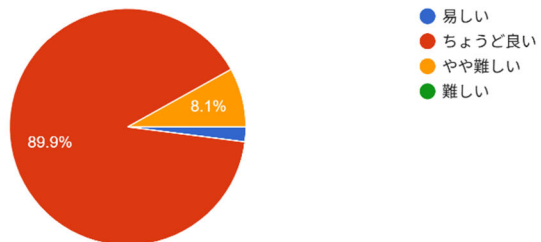
「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」について受講以前に科目の内容を知っていましたか
99 件の回答



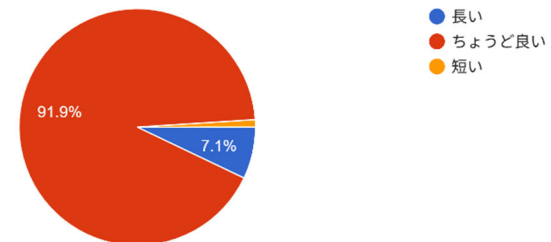
「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」のテキストなど、教材の内容は充実していましたか
99 件の回答



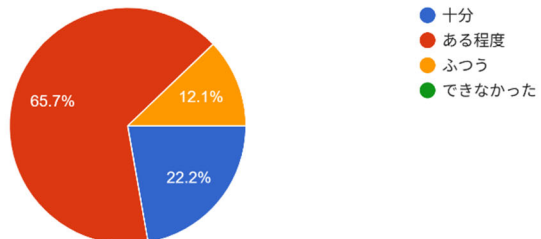
「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」の講義水準はどうでしたかしたか
99 件の回答



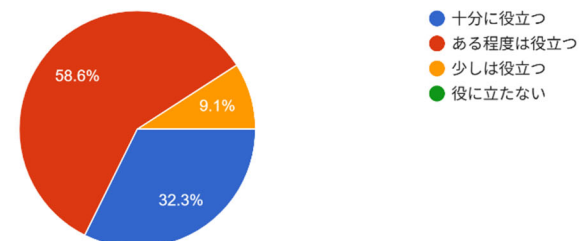
「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」の講義時間は十分でしたか
99 件の回答



「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」の内容について理解できましたか
99 件の回答



「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」は今後の仕事に役立ちますか
99 件の回答



第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

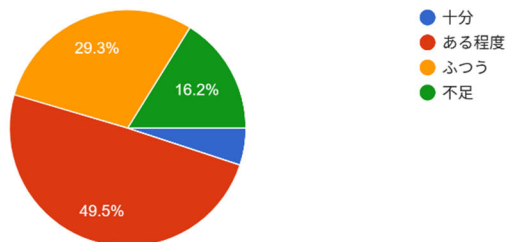
講習会科目「これからの建設現場の労働災害防止を・・・」の意見・感想・要望・質問があれば記入ください

- 特に高齢者の安全対策の重要性について学ぶことが出来た。
- 普段の事故防止意識の啓発となりました。ありがとうございます。
- 建設業において転落・墜落の死亡災害が多いという説明だったため、梯子等による高所作業の際には安全対策をしっかり行おうと思います。
- 高齢者は何歳まで作業員として作業させていいのですか。
- 最新の労働災害防止、特に熱中症や高齢労働者についての取り扱い事項のことがよくわかってよかったです！
- 理解できました
- 高年齢者の事故が多いと聞いてはいたけれど、他人事だと思っていた。50代は高年齢と言われ、自分が当てはまっていることに気が付いた。そういえば、現場作業で以前より体をぶつけることが増えたなあと思った。自覚をもつことも重要だと思った。
- リスクアセスメントとして、注意するだけでなく「危険を取り除く」ことの重要性を知った。

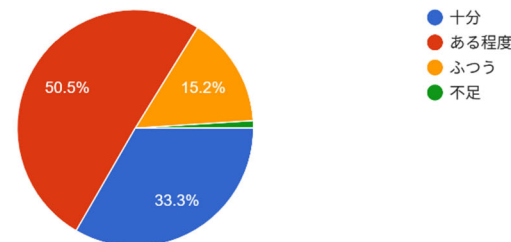
第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

12. 講習会科目「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」について

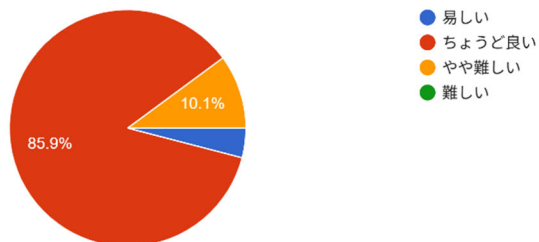
「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」について受講以前に科目の内容を知っていましたか
99件の回答



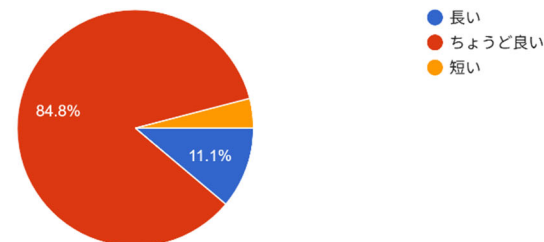
「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」のテキストなど、教材の内容は充実していましたか
99件の回答



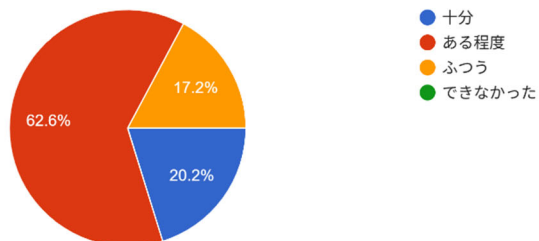
「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」の講義水準はどうでしたかしたか
99件の回答



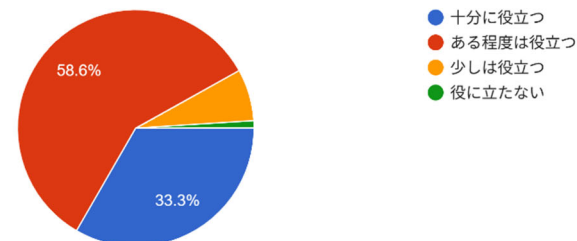
「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」の講義時間は十分でしたか
99件の回答



「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」の内容について理解できましたか
99件の回答



「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」は今後の仕事に役立ちますか
99件の回答



第2回土木技術講習会 『事故防止への取り組み』 受講確認シート集計結果

講習会科目「国の定める足場からの墜落災害防止対策等」の意見・感想・
要望・質問があれば記入ください

- 足場設置時の転落、災害の現状、要因等を学ぶことが出来た。
- 墜落事故棒の啓発となりました。ありがとうございます。
- 仕事の経験が少なく、素人的な質問になるのですが、以下を教えていただければと思います。
 - 1.高さ 2m 以上において、橋梁点検車や高所作業車で作業を実施する場合、フルハーネスの着用が必要であると考えているのですが、実際のところはいかがでしょうか。
 - 2.橋梁点検で梯子等で 5m 程度の位置にある橋座に作業を行う際に、フルハーネスのフックをかける場所が無い場合、どのように墜落災害防止対策を行うべきなのでしょう。
 - 3.道路の規制を伴う点検等の際に、時間の制約上、昼の 1 時間以外は続けて作業を行う場合がありますが、夏季においては健康管理の観点でよくないと思っています。法的に昼以外の休憩が必要ということはないのでしょうか。
 - 4.フルハーネスの特別教育について、条件を満たせば、事業者が実施できると説明されたと思うのですが、その条件が聞き取れなかったため、もう一度教えていただければ幸いです。
- 非常にわかりやすく、面白くためになりました。
- 理解できました
- 時間が長いかなと思っていたが、話がおもしろくあっという間に時間が過ぎて行った。実際に足場を見学することができ、興味が増した。「直ちに」は「今すぐ」だと覚えておかねばと思う。業務計画書に記載する安全管理の項目を増やさなければと思った。とても良い勉強ができた。





1.高さ2m以上において、橋梁点検車や高所作業車で作業を実施する場合、フルハーネスの着用が必要であると考えているのですが、実際のところはいかがでしょうか。

→ 厚生労働省 墜落制止用器具に係る質疑応答集(令和元年8月)【質問4-3】の回答で高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。
なお、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直方向にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75mを超える箇所で行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具等の使用が義務付けられます。

2.橋梁点検で梯子等で5m程度の位置にある橋座に作業を行う際に、フルハーネスのフックをかける場所が無い場合、どのように墜落災害防止対策を行うべきなのでしょう。

→ 厚生労働省 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしよう には、はしごに安全ブロックを取り付けている図があります(3ページ)これを参考にしてください。
但し、はしご自体は昇降を目的とされていることからことから、原則は、労働安全衛生規則518条第1項(事業者は、高さが2m以上の箇所で行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。)を遵守ください。

3.道路の規制を伴う点検等の際に、時間の制約上、昼の1時間以外は続けて作業を行う場合がありますが、夏季においては健康管理の観点でよくないと思っています。法的に昼以外の休憩が必要ということはないのでしょうか。

→ 法的に昼以外の休憩が必要と条文に示されてはいません。

労働基準法第34条では

労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。しか書いておらず、

労働安全衛生法第3条では

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

とされており、健康の確保としての何かしらの対策は当然必要となってきますが、「昼以外の休憩が必要」とは記載されておりません。

法令ではありませんが

職場における熱中症予防基本対策要綱 第2 熱中症予防対策

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。とされております。

法令対応に関しての詳細は、貴社現場管轄の労基局殿へご照会されることを推奨します。

4.フルハーネスの特別教育について、条件を満たせば、事業者が実施できると説明されたと思うのですが、その条件が聞き取れなかったため、もう一度教えていただければ幸いです。

→ 厚生労働省 職場の安全サイト に記載があります。

(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo50_1.html)

＜事業者が実施できる条件として＞

- ①特別教育の具体的な内容は、安全衛生特別教育規程にてカリキュラムが決められており、決められたカリキュラムを規定時間以上実施する必要があります。

作業に関する知識	一時間
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。)に関する知識	二時間
労働災害の防止に関する知識	一時間
関係法令	〇・五時間
墜落制止用器具の使用等方法等	一・五時間(これのみ「実技」)

- ②(職場の安全サイトには書いていませんが)カリキュラムにあった教本を用いて実施する必要があります。

- ③特別教育の講師については、資格要件は定められていませんが、教育科目について十分な知識と経験を有する人でなければなりません。(事業者自身が行う場合も十分な知識と経験を有している必要があります。)

- ④講師が誰かを問わず、実技については「実技による教育又は実地による研修が必要なものについては、講師と同一場所で対面により実施すること。」となっている点に注意が必要です。

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用
する人が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な
災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても
墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

統計資料

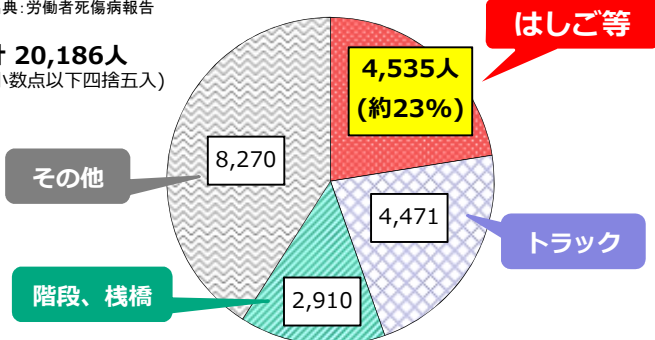
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

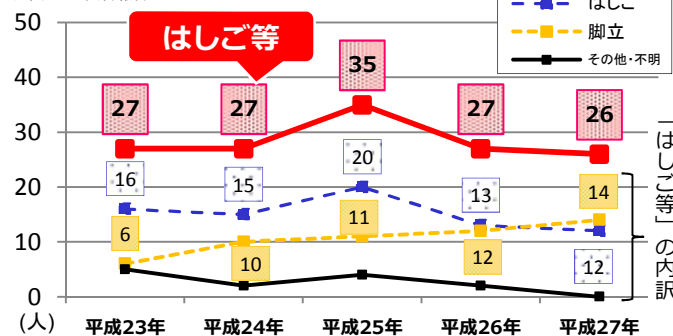
【墜落・転落による休業4日以上（小）の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

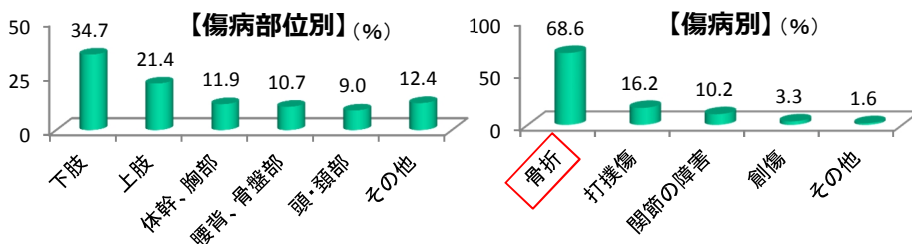
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（小）の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

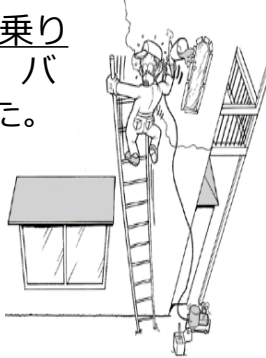
はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

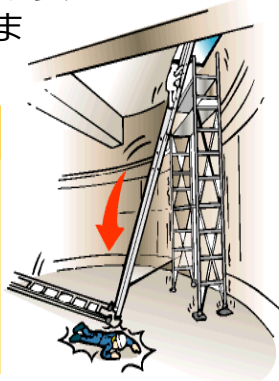


No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

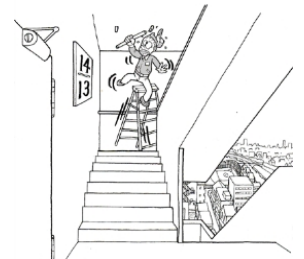


No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



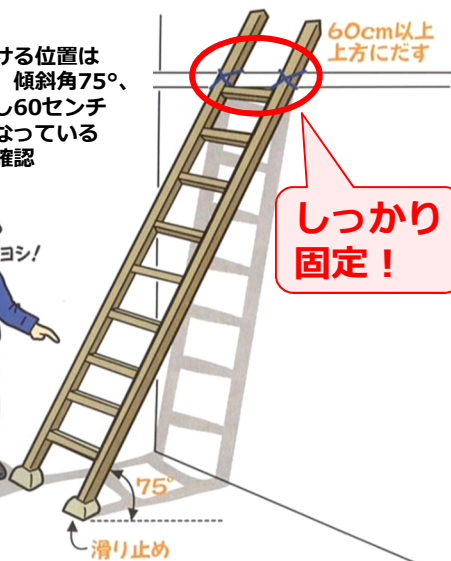
充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- ☐ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- ☐ はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- ☐ はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



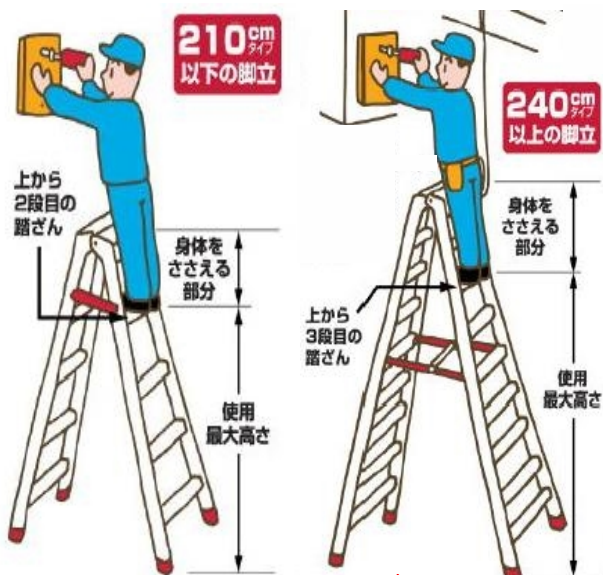
しっかり
固定！

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント

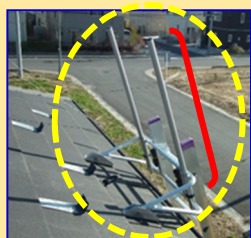


※高さ2 m以上での作業時は、
ヘルメットだけでなく
安全帯も着用しましょう！

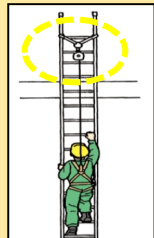
©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



（安全ブロック
（ストラップ式の
墜落防止器具）



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

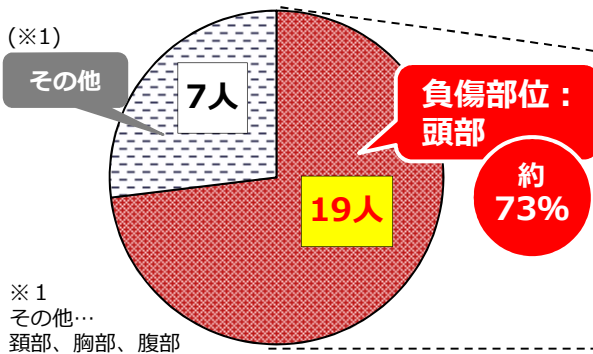
ポイント3

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

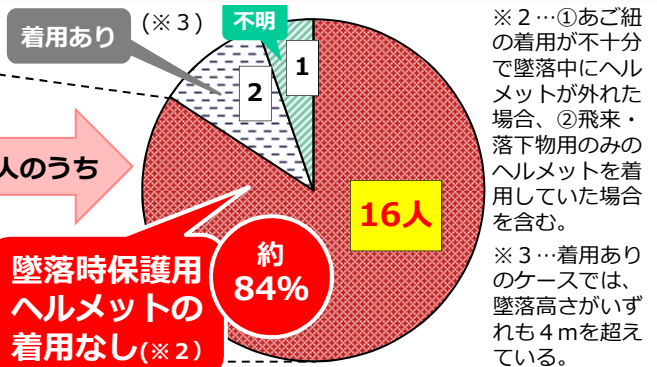
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



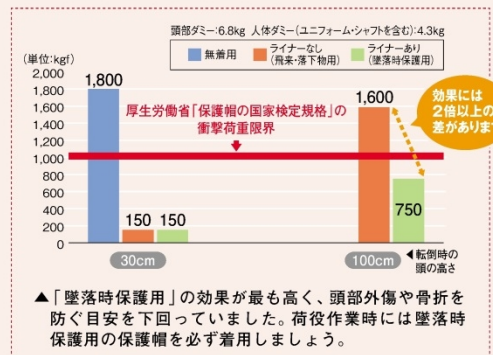
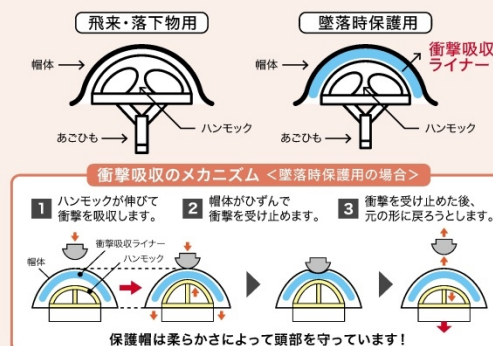
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

墜落制止用器具に係る質疑応答集

令和元年 8 月

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

目次

1	墜落制止用器具の定義.....	2
2	施行日及び経過措置.....	2
3	墜落制止用器具の選択.....	4
4	特別教育の対象作業.....	5
5	特別教育の科目の省略.....	7
6	特別教育の実施者.....	10
7	特別教育の記録.....	11
8	その他.....	12

(注記)

旧規格：「安全帯の規格」（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）

新規格：「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）

1 墜落制止用器具の定義

【質問 1－1】

安全帯と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答)

「墜落制止用器具」には、従来の「安全帯」に含まれていたワークポジショニング（身体を作業箇所に保持すること）用の器具である旧規格のU字つり用胴ベルト型安全帯（以下「U字つり用胴ベルト」といいます。）は含まれません。

なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」、「一本つり胴ベルト型安全帯」、「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2 施行日及び経過措置

【質問 2－1】

施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、一本つりの胴ベルト型は高さ 6.75 メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

胴ベルト型墜落制止用器具（いわゆる、新規格に適合する胴ベルト）は使用できません。

ただし、経過措置により、2019 年 8 月 1 日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022 年 1 月 1 日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

【質問 2－2】

施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、U 字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。
経過措置はないのか。

（答）

U 字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具（フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型（高さ 6.75 メートルを超える箇所ではフルハーネス型））との併用が必要になります。

ただし、経過措置により、2019 年 8 月 1 日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U 字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022 年 1 月 1 日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

3 墜落制止用器具の選択

【質問 3－1】

高さ 6.75 メートルを超える箇所での作業と、高さ 6.75 メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいのか。

(答)

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）「第 4 墜落制止用器具の選定」の「1 基本的な考え方」においても、「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。

さらに、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）を適切に選択することも必要です。

【質問 3－2】

今回の法令改正によって、墜落制止用器具を使用しなければならない作業はどのように変わったのか。

(答)

2019 年 2 月 1 日施行の法令改正に伴い、墜落制止用器具（安全帯）の使用義務の範囲が変更されたわけではありません。これまで「安全帯」の使用を義務付けていた作業について、「安全帯」に代わり「要求性能墜落制止用器具」の使用が義務付けられることとなったものです。

【質問 3－3】

外国で製造されたフルハーネス型や一本つり胴ベルト型は使用できるのか。

(答)

新規格に適合しているものについては使用可能です。

新規格に適合していないものについても使用できる場合がありますが、新規格に適合するものと同等以上の性能又は効力を有していることにつき、厚生労働省労働基準局長の認定を受け、新規格第 10 条に基づく適用除外に該当する必要があります。新規格のどの部分に適合せず、またその部分が新規格と同等以上の性能又は効力を有していることを確認の上、お近くの都道府県労働局にご相談ください。

4 特別教育の対象作業

【質問 4－1】

高さ 2 メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないのか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

【質問 4－2】

特別教育を受けた者でなければフルハーネス型の使用はできないのか。

(答)

特別教育を受講されていない方であっても、作業床が設けられた箇所での作業ではフルハーネス型を使用できます。

特別教育の対象作業（【質問 4－1】参照）と、フルハーネス型の使用義務がある作業（高さ 6.75 メートルを超える高さ）は、条件が異なります。

【質問 4－3】

高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないのか。

(答)

高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。

なお、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直方向にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）のバスケット内で作業する場合であっても、高さが 6.75 メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具等の使用が義務付けられます。

【質問 4－4】

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。また、ビルの屋上、橋梁の床板など、水平で平面的な広がりを持った建築物の一部であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 4－5】

身を乗り出す作業、手すりがない場所や開口部での作業について、特別教育が必要か。

(答)

一般的に、作業床上での作業であれば特別教育は義務付けられません。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

なお、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること又は労働者に墜落制止用器具を使用させること等が義務づけられます。

【質問 4－6】

高さ2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

(答)

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

【質問４－７】

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるか。

(答)

法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降ったりするという意味であり、それ以外の行為（工事の進捗確認、現場巡視、点検など）は、「通行」や「昇降」にはあたりません。

ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備（はしご等）の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。

５ 特別教育の科目の省略

【質問５－１】

特別教育は、施行日（2019年2月1日）までに、労働者全員が受けなければならなかったのか。未受講者は早急な受講が必要か。科目の省略はないのか。

(答)

一般には、必ずしも全員ではなく、高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に就く者は、2019年2月1日までに特別教育を受講している必要があり、未受講者は受講が必要です。ただし、一定の経験のある者については、以下のとおり、一部の科目の省略が可能です。（平成30年6月22日付け基発0622第1号）

- ① 施行日（2019年2月1日）時点において、高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、「墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識」、「墜落制止用器具の使用法等」の科目を省略できます。
- ② 施行日（2019年2月1日）時点において、高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところで胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できます。
- ③ 足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者は、「労働災害の防止に関する知識」の科目を省略できます。

なお、施行日（2019年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を施行日以降に再度受講する必要はありません。

<参考：特別教育について（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 41 号、安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）第 24 条）>

<学科教育>

科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	0.5 時間

<実技教育>

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用 方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

【質問５－２】

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者は、特別教育の科目を省略できるか。また、「とび技能士」などは特別教育の一部省略はできないのか。

（答）

特別教育の一部省略の条件等は【質問５－１】（答）のとおりですので、「足場の組立て等作業主任者技能講習の修了」や「とび技能士」をもって特別教育の一部の科目の省略はできません。【質問５－１】（答）の要件に該当するかどうかで判断してください。

【質問５－３】

科目省略の要件に、「６月以上従事した経験」とあるが、この経験は胴ベルト型又はフルハーネス型を用いた作業であれば、どのような作業でもよいのか。

（答）

高さが２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「６月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いていた経験を有する必要があります。

【質問５－４】

「６月以上従事した経験」の証明に、定められた基準はあるのか。

（答）

一般的には、当該労働者を雇用する（していた）事業者が証明することになると思われます。

証明に関して、法令で定められた基準・様式等はありません。

【質問 5－5】

「6 月以上従事した経験」の考え方について、特別教育受講時点では 6 ヶ月の経験がないが、施行日（2019 年 2 月 1 日）時点では 6 ヶ月以上の経験がある見込みであるとき、特別教育の一部省略はできるのか。

（答）

6 ヶ月以上の経験を見込み、施行日より前に科目の一部を省略して特別教育を受講いただくことは問題ありません。

ただし、施行日において経験が足りない場合には、省略した科目の補講が必要となりますので、ご注意ください。

6 特別教育の実施者

【質問 6－1】

特別教育は、外部の教育機関で受講しなければならないのか。

（答）

法令では、事業者に、特別教育の実施を義務付けておりますので、事業者が自ら特別教育を実施するのは、当然、差し支えありません。

【質問 6－2】

特別教育の講師要件はあるのか。

（答）

特別の資格要件はありませんが、特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。（昭和 48 年 3 月 19 日付け基発第 145 号）

7 特別教育の記録

【質問 7－1】

特別教育の修了証や書類の保存義務はあるのか。

(答)

事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを3年間保存しなければなりません。

【質問 7－2】

修了証の様式はあるのか。

(答)

ありません。

修了証は特別教育の実施者が自主的に発行しているものです。

8 その他

【質問 8－1】

高さを算定する場合の基準点は地上となるか。屋根や足場は基準点となるか。

(答)

原則として地上（GL）を基準としますが、十分な広さを持つコンクリート床面の上方で高所作業を行う場合など、さらにそこから墜落することが想定できない場合などについては、その高さを基準点とすることができます。

また、マンホールに入る作業など、地下での作業においては、作業場所から墜落し得る地点までの高さが作業時の高さとなります。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 8－2】

フルハーネス型を購入する際に補助金があると聞いたが、どのようなものか。

(答)

旧規格の機械等（安全帯等）の、新規格の機械等（フルハーネス型墜落制止用器具等）への更新等を促進する目的で、「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を設けました。当該補助金においては、新規格を満たし、かつ、追加の安全措置が2項目以上講じられている機械等が対象となります。当該補助金交付決定前に購入されたものについては当該補助金は交付されませんのでご注意ください。

また、当該補助金は間接補助金であるため、執行団体を通じて交付されます。平成31年度（令和元年度）の執行団体は「建設業労働災害防止協会」であり、本年度第1回の申請受付期間は7月1日～末日までですが、第2回の申請受付は9月を予定しています。申請手続き等につきましては、同協会のホームページ等をご確認ください。

なお、当該補助金は、事業場の規模や機械等の安全性等を同協会内に設置される有識者による審査委員会において審査した上で競争的に交付決定されます（先着順ではありません）。申請すれば必ず補助金が交付されるものではありませんので、ご注意ください。

（当該補助金の要綱等は https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html）

当該補助金の申請先につきましては、建設業労働災害防止協会

(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>) となります。